

令和8年度

青森市
プレミアム商品券
利用店舗 募集要項

事業の目的

物価・人件費の高騰、地震の影響の長期化や
今後の事業継続に対する不安など、
厳しい経営環境が続く市内中小企業者や、
物価高の影響を受ける市民生活の支援を図るため、
「国の重点支援地方交付金」を活用し
市内における消費喚起を通じた地域経済の活性化に
向けたプレミアム付商品券を発行する。

青森市プレミアム商品券発行事業実行委員会事務局

株式会社 協同 内 〒030-0812 青森市堤町2丁目1-1 協同ビル2F

平日 9:00～17:00（土日祝休み）

FAX:017-777-1750

Email:premium@acci.or.jp

ホームページ:<https://aomori-premium.com/>



事業概要

1) 事業概要

- (1) 名称 青森市プレミアム商品券
- (2) 発行者 青森市プレミアム商品券発行事業実行委員会
- (3) 発行額 約54億円
- (4) 発行数 約45万セット
- (5) 販売価格 12,000円分の商品券を10,000円で販売（プレミアム率：20%）
券種：1セット1,000円券×12枚（全店共通券6枚、地元応援券6枚）
・全店共通券／全ての利用登録店舗で利用可能
・地元応援券／市内に本店（個人事業主は住所）がある事業者の店舗で利用可能
- (6) 販売方法 抽選による当選者への窓口販売
- (7) 販売窓口 青森市内の大型店、スーパーなど約20箇所（予定）
- (8) 販売期間 令和8年9月15日（火）～10月14日（水）
- (9) 購入限度 1人3セット
- (10) 利用期間 令和8年9月15日（火）～11月30日（月）
- (11) 利用店舗 青森市内の小売店、飲食店及びサービス業などを公募して決定

2) 商品券の利用対象にならないもの

- ① 出資や債務等の支払（税金、振込手数料、公共料金等）
- ② 有価証券、金券、商品券（ビール券・酒券・お米券等）、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等換金性が高いもの
- ③ たばこ・電子たばこ
- ④ 商品・サービス等の引換券など代金の前払いをするもの
- ⑤ 投資信託・株式・保険などの金融商品等との換金
- ⑥ 医療保険適用の保険診療や介護保険適用の介護サービス
- ⑦ 風営法の規制対象となるキャバレー、クラブ、スナック、待合、麻雀店、パチンコ屋などに要する支出
- ⑧ 土地・建物の購入や家賃・地代など、不動産に係る支出
- ⑨ 宅配便・デリバリーサービス代行事業者による代金引換、コンビニエンスストアでの収納代行等、取扱加盟店以外の事業者への支払いが実質的に可能になるもの
- ⑩ 事業活動に伴って行う仕入等代金
- ⑪ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

1 参加資格

- 青森市内に店舗を有する者。
- 上記に該当し、青森市内の店舗のみにおいて商品券の利用を制限できる者。
ただし、次の事業者を除く。
 - ①「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業などの店舗等の営業を行っている者
 - ②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者
 - ③前記「プレミアム付商品券について」中の「**2 商品券の利用対象にならないもの**」に記載の取引、商品のみを取扱う店舗
 - ④青森市の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けている者
 - ⑤地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法（昭和40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されている者
 - ⑥役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - ⑦暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき
 - ⑧役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を使用しているとき
 - ⑨役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき
 - ⑩役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 申込から承認まで

(1) 申込方法

- ・利用店舗登録希望者は、この「募集要項」に同意の上、利用店舗登録申請書に必要事項を入力または記入し、下記のいずれかの方法で申請します。

① F A Xで申請: 0 1 7 - 7 7 7 - 1 7 5 0

② 郵送で申請: 株式会社 協同 内 〒030-0812 青森市堤町2丁目1-1 協同ビル2F
青森市プレミアム商品券発行事業実行委員会事務局

③ インターネットから入力フォームで申請: <https://aomori-premium.com>
(申請書到着後、実行委員会で審査し、参加の可否を後日連絡します。)



- ・大型店、量販店、チェーン店、系列店などの市内に複数の店舗を持つ事業者(本部)については、本部が取りまとめ、申込みを行って下さい(原則、青森市内全ての店舗で利用可とすること)。この場合、すべての利用店舗に「募集要項」の内容を伝えて頂き、各店舗(支店)の名称(例: ○○○青森駅前店)、所在地(郵便番号含む)、電話番号、F A X番号、メールアドレス、担当者氏名等を入力または記入する必要があります。

(2) 申込期間

令和8年6月29日（月）から 10月16日（金）まで 17時必着

※令和8年7月24日（金）までにお申し込みの場合、購入者にお渡しする「利用店舗一覧 チラシ」、にご利用いただけるお店として店舗名が掲載されます。それ以降は、ホームページのみの掲載となりますので、ご注意ください。

(3) 登録・承認

申込みのあった事業者については、実行委員会の審査を経て、順次利用店舗として承認します。ただし、承認後であっても下記に該当する場合には、実行委員会の審査により承認を取り消すことがあります。

- 1 申込み内容に虚偽・不備等があった場合
- 2 実行委員会が承認を取り消すと判断した場合

3 商品券の券種毎の利用店舗区分について【重要】

商品券は2種類あり、ご登録いただいた利用店舗様は、下記のいずれかに区分されます。

- ①「全店共通券」と「地元応援券」の両方が利用できる店舗
- ②「全店共通券」のみ利用できる店舗



<商品券の種類>

- ・全店共通券→全ての利用登録店舗で利用可
- ・地元応援券→青森市内に本店（個人事業主は住所）がある事業者の利用登録店舗で利用可

※青森市内に本店（個人事業主は住所）がある事業者とは以下に該当する者です。
利用店舗申請書にて市内本店の有無を申告いただきます。

- ・法人の場合／「登記事項証明書の本店所在地」が青森市であること
- ・個人事業主の場合／「事業主の住民票上の住所」が青森市であること

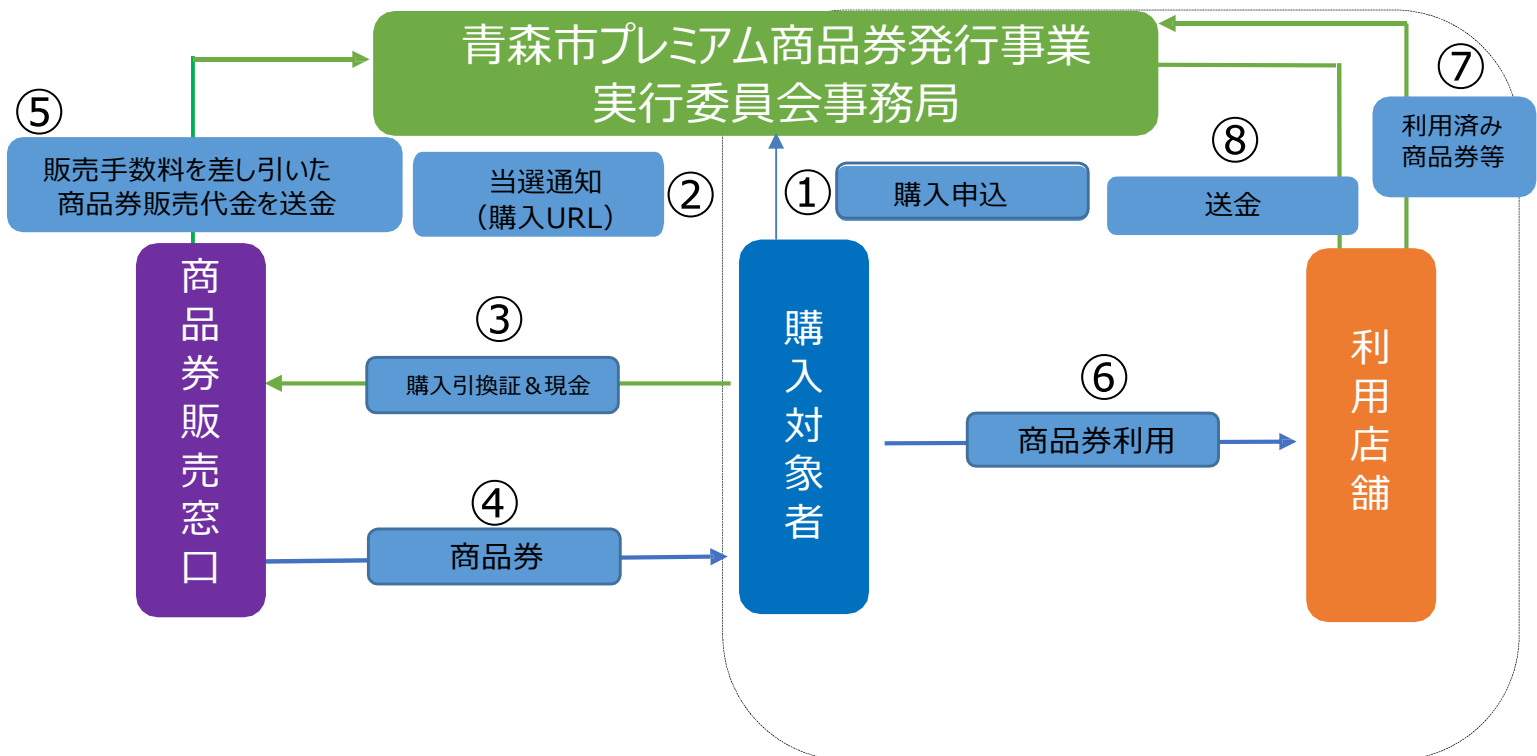
4 その他留意事項

- 1 利用店舗の情報（店舗名称・所在地・電話番号・業種等）は「商品券をご利用いただけるお店」として、購入対象者向けの告知用リーフレット・ホームページなどに掲載します。
- 2 利用店舗マニュアル・スイングポップ・ポスターを作成し、8月下旬迄に配布予定です。
- 3 商品券の取扱い、換金の方法など詳細については、利用店舗マニュアルを参照してください。
- 4 利用店舗として決定された後辞退される場合、損害賠償等が発生することがあります。
- 5 「募集要項」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、実行委員会がその都度対応を決定します。
- 6 本事業用にデザインされた「商品券」の肖像使用を含む広報告知物等の作成については事前に承認が必要となります。
- 7 実行委員会の方針などにより、内容が変更される可能性がある旨を予め了承願います。

6 商品券取り扱いに当たって厳守頂きたい事項

- 商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。
- 商品券と現金の交換は禁止しています。
- 商品券額面以下の利用の場合であってもお釣りはお渡ししないで下さい。
- 不足分は現金等で受け取って下さい。
- 商品券で購入した商品の返品はできません。
- 店舗で独自に商品券の利用対象外となる商品などを定める場合（特売品など）は、あらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示して下さい。
- 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、商品券利用上限額などを定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示して下さい。
- 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。
- 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者（青森市プレミアム商品券発行事業実行委員会）は責を負いません。

< 参考 > プレミアム商品券の流れ



換金方法

物品の販売又は役務の提供などの取引において商品券を受け取った利用店舗は、次の方法により換金の手続きを行って下さい。

- 1 利用店舗は、専用レターパックライト（入りきれない場合はダンボール）に商品券を同封し、実行委員会事務局へ郵送またはゆうパック等で、着払いで発送して下さい。
- 2 利用済み商品券の発送料並びに換金にかかる振込手数料等は掛かりません。（事務局が負担します）
- 3 換金請求期間は、下表のとおり令和8年12月12日（月）までとします。
この期間を過ぎてからの受付には一切応じられませんので、必ず上記期間中に換金手続きをして下さい。
- 4 商品券の換金の結果、入金額に異議がある場合は、入金日から2週間以内に限り受付けいたします。
2週間を過ぎてからの異議お申し立てには一切応じられませんのでご注意ください。（最終回のみ1週間以内）
- 5 利用済み商品券の実行委員会事務局への到着日に応じて送金日に指定口座へ支払われます。
- 6 下記のとおり送金日を設定し、銀行振込にて利用店舗へ支払います。

	実行委員会事務局への到着日	送金日
第1回	9月30日（水）	10月14日（水）頃
第2回	10月13日（火）	10月26日（月）頃
第3回	10月20日（火）	11月2日（月）頃
第4回	10月30日（金）	11月11日（水）頃
第5回	11月10日（火）	11月24日（火）頃
第6回	11月20日（金）	12月1日（火）頃
第7回	11月30日（月）	12月11日（金）頃
最終	12月12日（月）	1月11日（月）頃

※上記日程は予定の為、変更となる可能性があります。最終スケジュールにつきましては、後日配布いたします「利用店舗マニュアル」にて必ずご確認ください。また、利用が集中した場合は、換金が1サイクル遅れる場合がございます。予めご了承下さい。利用済み商品券の到着について、最終到着日（令和8年12月12日）を過ぎますと、一切換金できませんのでご注意ください。

プレミアム付商品券Q & A（一例）

Q1:全店共通券・地元応援券とは？

A商品券は2種類あり、ご登録いただいた利用店舗様は、下記のいずれかに区分されます。

- ①「全店共通券」と「地元応援券」の両方が利用できる店舗
- ②「全店共通券」のみ利用できる店舗

全店共通券のみ利用できる店舗では、地元応援券は利用できませんので、ご注意ください。

<商品券の種類>

- ・全店共通券→全ての利用登録店舗で利用可
- ・地元応援券→青森市内に本店（個人事業主は住所）がある事業者の利用登録店舗で利用可

※青森市内に本店（個人事業主は住所）がある事業者とは以下に該当する者です。

- ・法人の場合／「登記事項証明書の本店所在地」が青森市であること
- ・個人事業主の場合／「事業主の住民票上の住所」が青森市であること

Q2:金銭的負担はあるのか？

A:振込手数料・換金手数料・利用済み商品券の送料などの利用可能店舗の負担金は一切ありません。

Q3:商品券利用時の本人確認は必要か？

A:必要ありません。

Q4:別の市町村、過去の未使用プレミアム商品券は取り扱っていいか？

A:市区町村ごとに定められた利用店舗以外ではご利用いただけません。例えば八戸市の商品券を青森市の店舗で利用することはできません。また、期限の切れた商品券や「青森市生活応援商品券」もご利用いただけません。

Q5:プレミアム付商品券のメリットは？

A:最大約54億円分の商品券が発行される見込みであり、ご利用いただけるお店として登録することで売上の増加に繋がることが期待できます。

Q6:プレミアム付商品券を現金化するまでに要する日数は？

A:最長で14日間、最短で11日間で換金する予定です。

Q7:プレミアム付商品券が使えない対象はなにか？

A:金券など換金性の高いもの、公共料金のお支払い、たばこの購入などには利用することができません。※詳しくは、前頁をご参照ください。

Q8:「プレミアム」「20%」とはどういう意味？

A:お一人あたり12,000円分の商品券を10,000円で購入できるので、10,000円で12,000円分の買い物できて2,000円分お得ということになり購入対象者の方が20%お得ということになります。

Q9:処方箋が必要な薬や、病院でも利用可能？

A:利用可能です。ただし、商品券による支払いについては、お釣りが出ないこととされているため、医療保険制度上の一部負担金の額を超える額面の商品券を受領しないよう注意が必要です。

Q 10:ポスターなどを複数欲しい

A:数に限りがありますが、なるべくご希望に添えるように対応いたしますので、事務局までご連絡ください。

Q 11:ポスターなどの販促物は店舗毎に送られるのか?本部に送られるのか?

A:どちらでも対応可能です。ご要望がある場合は事務局までご連絡ください。

Q 12:これから開店する場合でも登録できるか?

A:開店するのが商品券の利用期間であれば可能です。

Q 13: 店舗ごとの送金の明細は出るのか?

A: 出ません。店舗ごとに管理したい場合は、店舗ごとに換金して下さい。

Q 14: 県外の銀行口座でも良いのか?

A: 対応できます。

Q 15: お釣りは出して良いか?

A: この商品券はお釣りは出ませんので、支払いを受ける際はご注意ください
(例)

お会計が1,900円の場合、1,000円の商品券を2枚ではなく、1,000円の商品券1枚と現金900円を受け取って下さい。

Q 16: 商品券を利用して購入されたものは、返品に応じて良いか?

A: 換金目的の利用を禁止しているため、返品はできません。

Q 17: 賠償請求をする場合があるということだが、どのようなケースか?

A: 店舗が商品券の転売・換金行為をしていた場合や反社会的勢力・宗教団体などの関りがある事が判明した場合などです。

Q 18: 大量に商品券を持ってきた場合どうすれば良いか?

A: 世帯人数分のまとまった枚数をお持ちになることはあり得ますが、数十万円分をお持ちになった場合は事務局にご連絡ください。

(利用店舗において状況をご確認いただくこととなります。)

青森市プレミアム商品券発行事業実行委員会事務局

株式会社 協同 内 〒030-0812 青森市堤町2丁目1-1 協同ビル2F

平日 9:00～17:00 (土日祝休み)

FAX:017-777-1750

Email:premium@acci.or.jp

ホームページ:<https://aomori-premium.com/>

